

伊達市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 8 年 9 月 18 日

伊達市長 須田 博行

伊達市規則第29号

伊達市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

(以下別紙)

伊達市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

伊達市立認定こども園条例施行規則（平成27年伊達市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会」を「伊達市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第28条第2項第3号から第5号までを次のように改める。

（3）一時預かり利用承諾通知書（様式第4号）

（4）一時預かり利用不承諾通知書（様式第5号）

（5）一時預かり利用者名簿（様式第6号）

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

様式第2号（第28条関係）

（別紙参照）

様式第3号（第28条関係）

（別紙参照）

様式第4号（第28条関係）

（別紙参照）

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第28条関係）

（別紙参照）

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第28条関係）

（別紙参照）

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第30条関係）

（別紙参照）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の様式第2号、様式第3号及び様式第4号の規定は、令和9年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則の規定に基づく申請書の提出、申請の受付等の手続その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

通常一時預かり利用申込書

年 月 日

伊達市長

保護者氏名

園児氏名

（生年月日 年 月 日）

通常一時預かりを利用したいので、次のとおり申し込みます。

1 利用を希望する期間

年 月 から 年 月まで

2 利用を希望する時間

区分		保育料額
☐	教育時間後（教育時間終了時から午後 7 時00分まで） ※土曜日、長期休業期間については午前 8 時15分から午後 7 時00分まで	日額490円
☐	早朝（午前 7 時から教育時間開始時まで） ※土曜日、長期休業期間については午前 7 時00分から午前 8 時15分まで	日額100円

※活動費として月額2,000円を別途ご負担いただきます。

3 通常一時預かり時間内の連絡先 氏名

園児との続柄

電話番号

4 連絡事項（園へ伝えたいこと）

臨時一時預かり利用申込書

年 月 日

伊達市長

保護者氏名

園児氏名

（生年月日： 年 月 日）

臨時一時預かりを利用したいので、次のとおり申し込みます。

1 利用予定日及び利用時間

令和 年 月利用分 ※日にち及び利用時間帯に○をつけてください														
利用日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日				
利用時間	早朝	早朝	早朝	早朝	早朝	早朝	早朝	早朝	早朝	早朝				
	夕方	夕方	夕方	夕方	夕方	夕方	夕方	夕方	夕方	夕方				
利用日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日				
利用時間	早朝	早朝	早朝	早朝	早朝	早朝	早朝	早朝	早朝	早朝				
	夕方	夕方	夕方	夕方	夕方	夕方	夕方	夕方	夕方	夕方				
利用日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日			
利用時間	早朝	早朝	早朝	早朝	早朝	早朝	早朝	早朝	早朝	早朝	早朝			
	夕方	夕方	夕方	夕方	夕方	夕方	夕方	夕方	夕方	夕方	夕方			
合計	早朝	日利用（日額100円）			保育料							早朝	円	
	夕方	日利用（日額490円）			夕方							円	合計	円

※活動費として日額100円を別途ご負担いただきます。

2 臨時一時預かり時間内の連絡先 氏名 園児との続柄
電話番号

3 連絡事項（園へ伝えたいこと）

申し込まれた利用日を辞退及び変更される場合は、前日までに必ず利用する園まで報告してください。
また、利用時間を変更される場合にも、当日の朝までに必ず利用する園まで報告してください。

様式第4号（第28条関係）

一時預かり利用承諾通知書

年 月 日

様

伊達市長

印

年 月 日付けで申込みのありました一時預かりの利用については、次のとおり承諾します。

1 園児氏名

2 利用する園名

3 一時預かりの利用を承諾する日

☐ 通常の一時預かり 年 月 日から 年 月 日まで

☐ 臨時の一時預かり 年 月 日から 年 月 日まで

4 一時預かりの利用を承諾する時間

☐ 教育時間終了時から午後7時00分まで 日額 490円

（土曜日・長期休業期間は午前8時15分から午後7時00分まで）

☐ 午前7時00分から教育時間開始時まで 日額 100円

（土曜日・長期休業期間は午前7時00分から午前8時15分まで）

5 一時預かりの利用料

利用日数に応じて算定

※ 施設等利用給付認定を受けた者は利用日数に応じた上限額まで無償

備考

- 1 利用を辞退及び変更が必要な場合は、前日までに必ず利用する園まで報告してください。
- 2 利用時間を変更が必要な場合は、当日の朝までに必ず利用する園まで報告してください。

様式第 7 号（第28条関係）

一時預かり利用（ 変更申請 ・ 辞退届出 ）書

年 月 日

伊達市長

保護者氏名

園児氏名

（生年月日 年 月 日）

一時預かりの内容を変更したいので、伊達市立認定こども園条例施行規則第28条の規定により次のとおり届け出します。

一時預かり種別	通常利用 ・ 臨時利用
変更前利用期間等	年 月 日 から 年 月 日 まで （ 教育時間後及び早朝 ・ 教育時間後のみ ・ 早朝のみ ）
変更後利用期間等	年 月 日 から 年 月 日 まで （ 教育時間後及び早朝 ・ 教育時間後のみ ・ 早朝のみ ）
辞退年月日（預かり保育が必要なくなる日）	年 月 日 以降 ※辞退の場合のみ記入してください
利用を変更（辞退）する理由	1 家庭での保育が可能なため 2 その他 (理由)

一 時 預 かり 利 用 料 減 免 申 請 書

伊達市長

住 所 _____
保護者
氏 名 _____

一時預かり利用料の減免を受けたいので、伊達市立認定こども園条例施行規則第 28 条の規定により次のとおり申請します。

園 名	
園児氏名	
減免申請事由	1 被保護又は支援給付受給世帯・市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯であるため。 2 災害その他災害その他やむを得ない理由により所得に著しい変動が生じたため。 3 月の初日から末日のすべての期間を欠席したため。

減免申請事由が確認できる書類の写しを添付してください。

認定こども園施設等利用許可申請書						
年 月 日						
伊達市長						
団 体 名						
代表者住所						
代表者氏名						
電話番号						
種 別						
1 使用こども園名						
2 利 用 目 的						
3 利 用 月 日 及 間 時 間		年 月 日 時 分 から 時 分まで				
4 利 用 場 所 及 件 物 件						
5 利 用 の 種 類 及 数 員 数						
6 そ の 他 必 要 な 項 事						
事務処理欄						
園長印		副園長印		担当者印		許可番号 第 号
上記とおり _____ こども園施設の利用の件を許可します。						
年 月 日						
伊達市長 印						